

第54回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 次第

日 時 令和4年3月4日（金）18時00分から

場 所 西庁舎6階災害対策本部室

議題

1. まん延防止等重点措置の延長に係る今後の県の対応について
2. その他

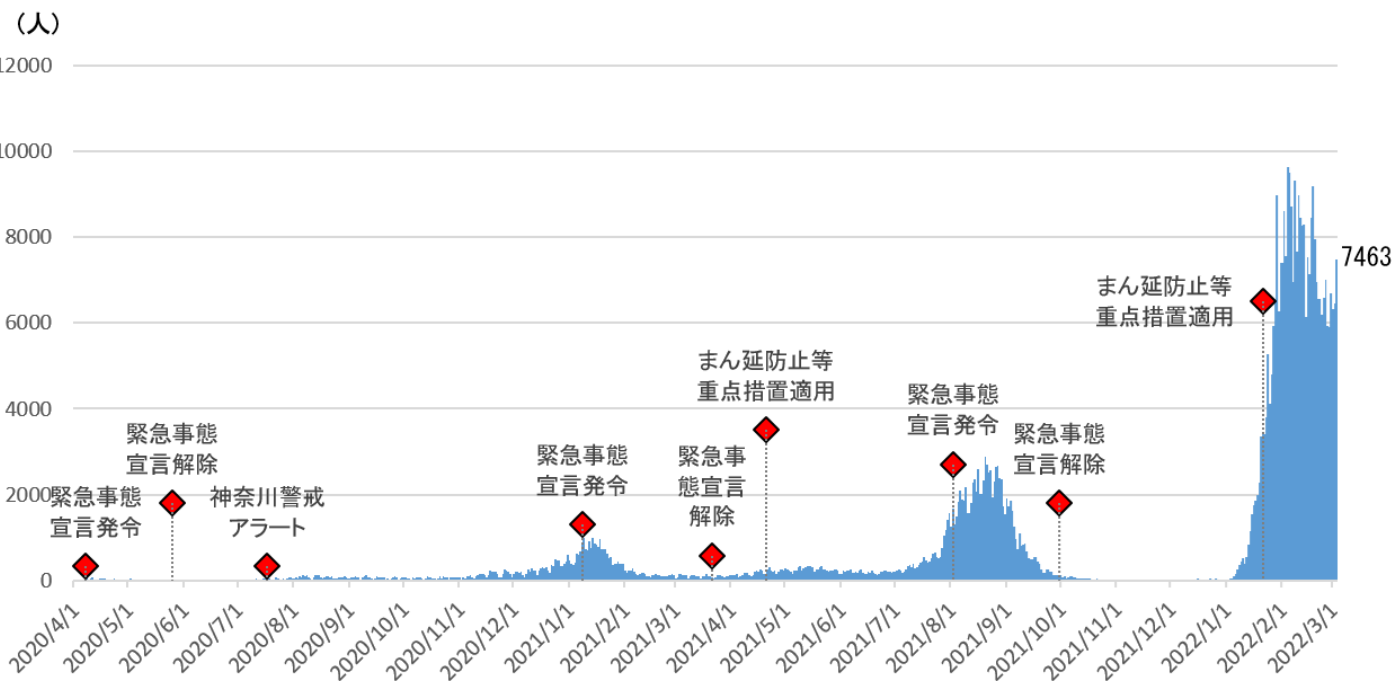


新型コロナウイルスに係る現在の状況について ＜3月3日までのデータを反映＞

令和4年3月4日

健康医療局医療危機対策本部室

新規感染者（新規自主療養届発行者数を含む）の推移（実数・日別）

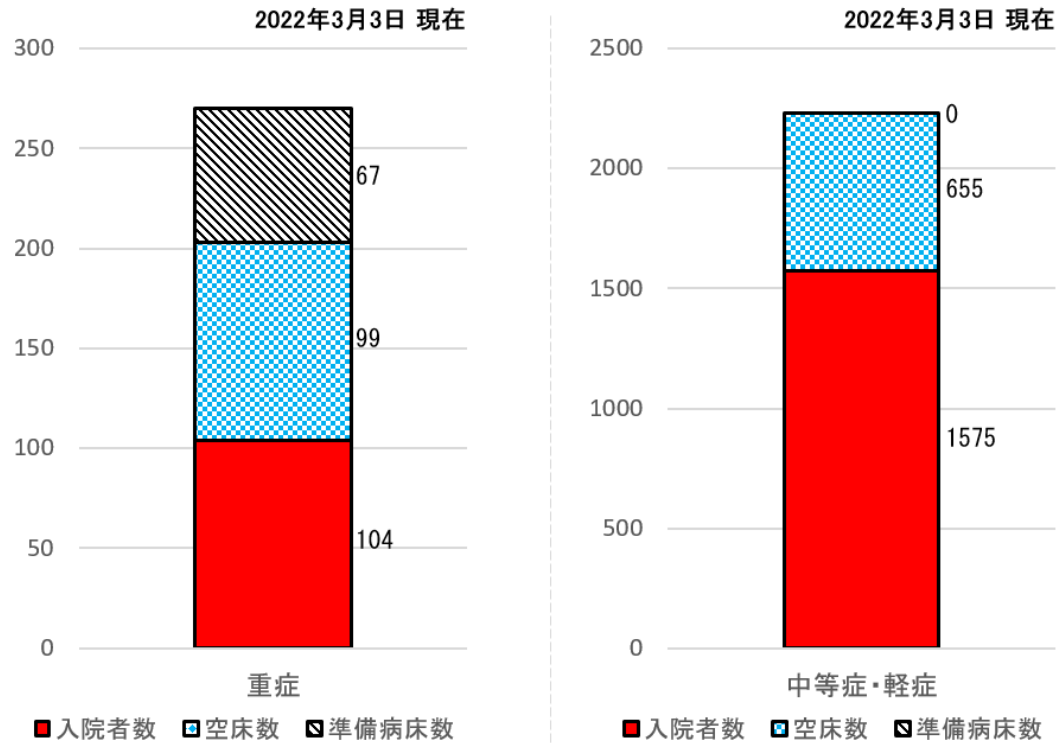


2022年3月3日 現在 ※新規自主療養届発行者数を含む

	日	月	火	水	木	金	土	
1月	2	3	4	5	6	7	8	週合計
	21人	34人	55人	93人	152人	251人	351人	957人
	9	10	11	12	13	14	15	週合計
	443人	518人	386人	548人	842人	1155人	1538人	5430人
	16	17	18	19	20	21	22	週合計
	1751人	1858人	1989人	2287人	3343人	3409人	3404人	18041人
	23	24	25	26	27	28	29	週合計
3792人	5275人	4128人	4793人	5939人	6465人	8959人	39351人	
30	31	2/1	2	3	4	5	週合計	
6279人	7396人	7407人	8608人	7548人	9640人	9490人	56368人	
2月	6	7	8	9	10	11	12	週合計
	8707人	6938人	9316人	7653人	8975人	8442人	8257人	58288人
	13	14	15	16	17	18	19	週合計
	8294人	6140人	7520人	7147人	8446人	9182人	7945人	54674人
	20	21	22	23	24	25	26	週合計
	6949人	6566人	6547人	6195人	6575人	7010人	5924人	45766人
	27	28	3/1	2	3	4	5	
5912人	6698人	6331人	6440人	7463人				

※新規感染者数（新規自主療養届発行者数を含む）

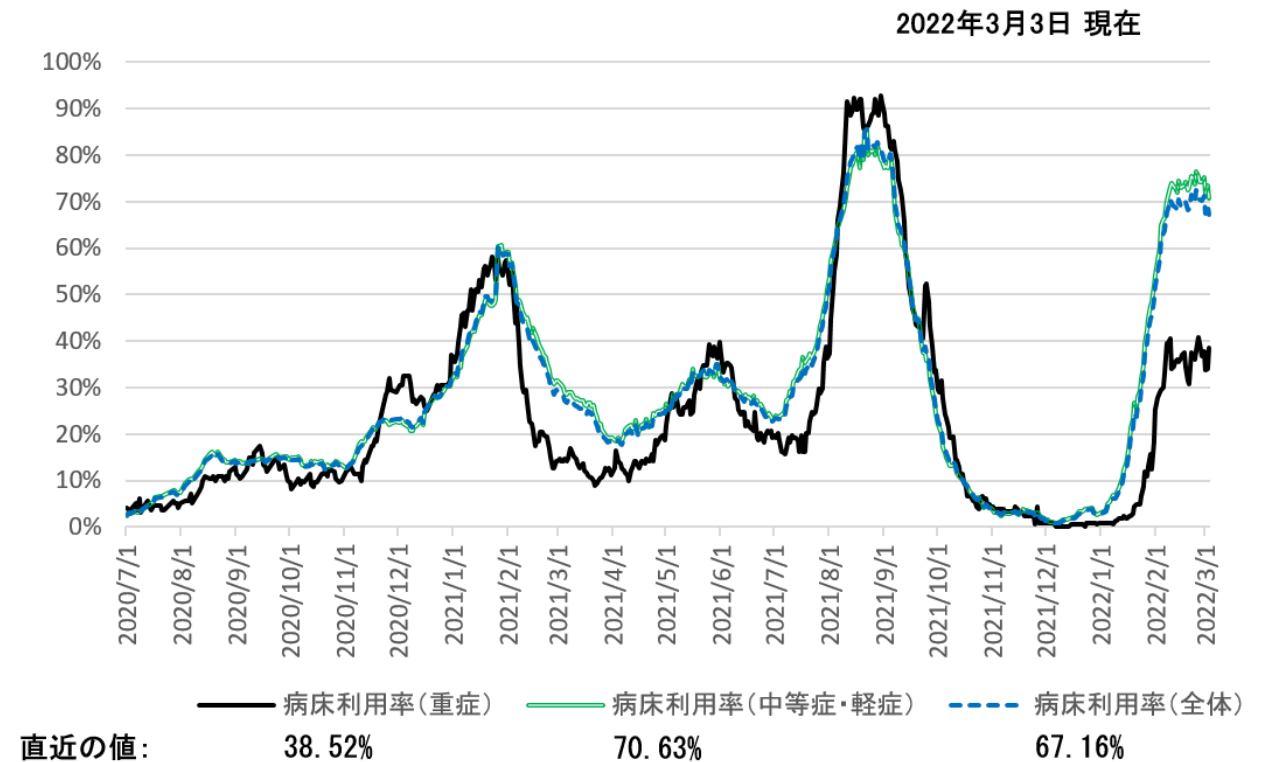
■ 病床利用率



【参考】即応病床数総計：2,433床

入院者数 + 空床数 + 準備病床数 = 最大確保病床数 (全体:2,500床、重症：210床+60床、中等症・軽症：1,890床+340床)

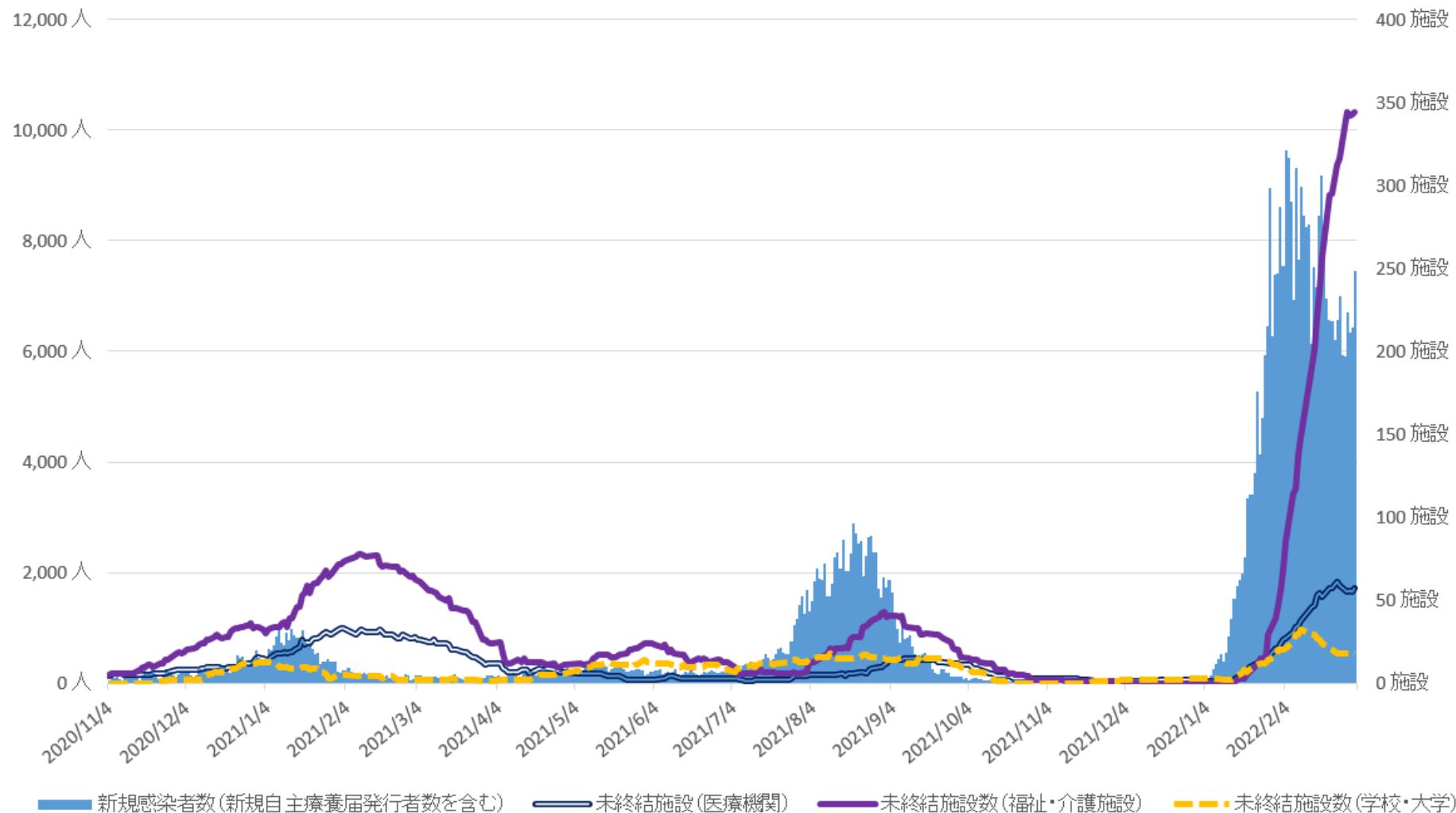
■ 病床利用率の推移



※病床利用率は、最終的な確保病床に対する現在の入院者数で計算。

新規陽性患者数とクラスター未終結施設数

新規感染者数(自主療養届発行者数を含む)とクラスター未終結施設数



2022年3月3日 現在

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和3年11月19日（令和4年3月4日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

本方針は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針として、今後講ずべき対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

（略）

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

（1）～（5） （略）

（6）オミクロン株の発生と感染拡大

（略）

令和4年3月4日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県及び鹿児島県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている同月6日をもってまん延防止等重点措置を終了するとともに、法第31条の4第3項に基づき、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を同月21日まで延長し、公示を行った。

（略）

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針 （略）

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（1）～（4） （略）

（5）まん延防止

1）緊急事態措置区域における取組等 （略）

2）重点措置区域における取組等

(飲食店等に対する制限等) (略)

(施設の使用制限等) (略)

(イベント等の開催制限) (略)

(その他)

①～② (略)

③ まん延防止等重点措置を終了する都道府県においても、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況など、地域の実情を踏まえ、法第 24 条第 9 項に基づく措置やオミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策等を引き続き実施する。また、政府は、都道府県と連携しながら、地方公共団体や民間事業者が安全・安心を高める取組として、ワクチン接種歴や検査結果を確認する取組を推奨する。

(略)

(6)～(10) (略)

(別添)事業の継続が求められる事業者 (略)

特措法に基づく
まん延防止等重点措置に係る
神奈川県実施方針
(令和4年3月7日～)

令和4年3月4日

まん延防止等重点措置の区域と期間

【対象区域】

県内全市町村

【期間】

令和4年3月 7日（月）から
3月21日（月）まで（15日間）

まん延防止等重点措置の内容

県民向け

一人ひとりが徹底用心（マスク飲食、MASKなど基本的な感染防止対策の徹底）

【マスク飲食実施店認証店】

- ① 5時から21時までの時短要請・酒類提供可（11時～20時30分）
協力金：2.5～7.5万円/日
- ② 5時から20時までの時短要請・酒類提供停止
協力金：3～10万円/日

①と②のどちらかを
認証店が選択可能

【非認証店】

5時から20時までの時短要請・酒類提供停止
協力金：3～10万円/日

飲食店

時短等

人数

1テーブル4人以内

※ 認証店である披露宴会場など(慶弔行事に使用する場合)は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、1テーブルあたりの人数制限なし

大規模
集客施設等

入場整理・人数制限などの感染防止対策 業種別ガイドライン遵守

【安全計画を策定した場合】 収容定員：上限2万人

		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可	
大声なし	チェックリスト公表(安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可
	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可

イベント

県民の皆さんに対して

一人ひとりが徹底用心

- 時短要請している時間以降、飲食店の利用の自粛(法第31条の6第2項)
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用の自粛(法第24条第9項)
- 生活に必要な場合を除き、県境をまたぐ移動の自粛(法第24条第9項)
 - ※生活に必要な場合の例
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、
必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、
生活や健康の維持のために必要なもの
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底(法第24条第9項)
- 人混みは危険という意識を持ち、混雑を避ける、「三つの密」の回避、マスクなしの会話を回避(法第24条第9項)
- 感染に不安を感じる無症状者は、ワクチン接種済者を含めて検査を受けることを推奨 (法第24条第9項)
- 飲食店を利用する場合は、1テーブル4人以内の人数制限(法第24条第9項)
 - ※認証店である披露宴会場など(慶弔行事に使用する場合は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、1テーブルあたりの人数制限なし。その際、検査対象となるのは「5人以上で座るテーブルの方(全員)」のみとなります。

飲食店・大規模集客施設等に対して

○営業時間の短縮(法第31条の6第1項)

【マスク飲食実施店認証店】	【非認証店】
<p>①5時から21時までの時短要請・酒類提供可 協力金:2.5~7.5万円/日 (11時~20時30分)</p> <p>②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日</p> <p>上記①と②のどちらかを認証店が選択</p>	<p>5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日</p>

飲食店等

○利用者の人数制限(法第24条第9項)

1テーブル4人以内

※認証店である披露宴会場など(慶弔行事に使用する場合は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、1テーブルあたりの人数制限なし。

その際、検査対象となるのは「5人以上で座るテーブルの方(全員)」のみとなります。

○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

大規模集客施設等

○入場整理・人数制限などの感染防止対策の要請
(法第31条の6第1項、令第5条の5)

○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

イベントに対して

○次の人数上限の遵守を要請(法第24条第9項)

		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可	
大声なし	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可
	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可

- ※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」
- ※2 ・安全計画を策定しない場合は、チェックリストの公表が必要
・安全計画の策定は、「大声なし」の担保が前提
- ※3 対象者に対する全員検査を当日中に行う場合には、2万人の上限は対象外として、人数上限を収容定員までとする。

○業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)

○入場者の感染防止のための基本的な感染防止対策(法第24条第9項)

イ
ベ
ン
ト

その他

【事業者全般に対して】

- 業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)
- 感染対策をとりつつ、感染者等が多く発生した場合でも、ライフライン等を維持する業務の継続(働きかけ)
- 職場における感染防止のための取組み(テレビ会議の活用等)(働きかけ)
- 在宅勤務(テレワーク)等の推進(働きかけ)
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動(働きかけ)

※①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

【県機関の対応】

- 別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき対応
 - ・ 県民利用施設は、個別の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底した上で運営 等

【社会経済活動を促進する県の取組】

- かながわ旅割の事業開始は延期
- Go To Eat 食事券事業は、店内飲食での利用を控え、テイクアウトやデリバリーで利用するよう呼びかけている
 - ※ 3月22日までの利用期限は、当面の間、延長された。(新たな期限は今後公表)

飲食店等に対する協力金（第18弾）について（案）

対象区域		県内全市町村		
対象施設		食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた飲食店等		
想定対象店舗数		約40,000店舗		
飲食店の区分		マスク飲食実施店認証店 ※どちらかを店舗ごとに選択可能		非認証店
協力金の 交付要件 (3/7～ 3/21の 15日間)	要請区分	要請 A	要請 B	要請 C
	営業時間	・ 5時から21時まで	・ 5時から20時まで	・ 5時から20時まで
	酒類提供 時間	・ 酒類の提供は11時から20時30分まで	・ 酒類の提供を終日停止 (酒類の店内持込を含む)	・ 酒類の提供を終日停止 (酒類の店内持込を含む)
	その他の 交付要件	-	-	○感染防止対策取組書の掲示 ○マスク飲食の推奨
		○1テーブル4人以内。ただし、認証店である披露宴会場など（慶弔行事に使用する場合は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、1テーブルあたりの人数制限なし（検査対象となるのは「5人以上で座るテーブルの方（全員）」のみ）。		○1テーブル4人以内
協力金の算定方法		<p><中小企業> 売上高方式 前(前々、前々々)年の売上高×0.3 (<u>下限2.5万円/日、上限7.5万円/日</u>)</p> <p><大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(前々、前々々)年からの売上高減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」又は「前(前々、前々々)年の売上高×0.3」のいずれか低い額)</p> <p>※全期間、Aの要請内容を満たした場合の1日当たり交付額 ※期間の途中でA⇒BまたはB⇒Aの要請内容に変更した場合は、全期間この金額を交付</p>	<p><中小企業> 売上高方式 前(前々、前々々)年の売上高×0.4 (<u>下限3万円/日、上限10万円/日</u>)</p> <p><大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(前々、前々々)年からの売上高減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」)</p> <p>※全期間、Bの要請内容を満たした場合の1日当たり交付額 ※期間の途中でAの要請内容に変更した場合は、全期間Aの金額を交付</p>	<p><中小企業> 売上高方式 前(前々、前々々)年の売上高×0.4 (<u>下限3万円/日、 上限10万円/日</u>)</p> <p><大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(前々、前々々)年からの売上高減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」)</p>
先行交付		実施しない		
所要額		協力金 約240億円		

知事メッセージ

本県に、まん延防止等重点措置が適用されて、1か月半が経過しましたが、新規感染者は依然として高止まっています。医療のひっ迫度合いを測る、病床使用率も約70%と、医療現場では、大変厳しい状況が続いています。

そのため本日、国は、本県におけるまん延防止等重点措置を、3月21日まで延長しました。

県民、事業者の皆さんには、引き続きご負担をおかけし、大変心苦しいですが、何としても、この期間で重点措置が解除できるよう、次の事項について、ご協力をお願いいたします。

○ ウイルスは身近にあります。オミクロン株に打ち克つためには、一人ひとりの「徹底用心」が、最大の武器になります。

生活のあらゆる場面で、基本的な感染防止対策を実践し、「徹底用心」してください。特に、高齢者や基礎疾患のある方がいらっしゃるご家庭では、家の中でもマスクを着用するなど、「うつさない」対策を心がけてください。

○ 飲食の場は、感染リスクが高まります。外食は、マスク飲食実施店の認証店を利用し、マスク飲食を徹底してください。

飲食店では引き続き、営業時間の短縮や、1テーブルあたりの人数制限などに、ご協力をお願いします。

県は、救える命を救うために、コロナ対応病床を「災害特別フェーズ」に引き上げ、医療機関とともに、最大級の対応を図っています。

この難局を乗り切る鍵は、重症化リスクを軽減する、3回目のワクチン接種です。県は、市町村と連携して、接種体制の充実に取り組んでいますので、ワクチンに関する正しい情報を確認したうえで、早めの接種をお願いします。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

令和4年3月4日

神奈川県知事 黒岩 祐治